

第3回熊本市防災基本条例（仮称）検討委員会 議事概要

- 開催日時 令和4年4月26日（火） 10時から12時まで
- 開催場所 市議会棟 議運・理事会室
- 出席委員 8名（澤田会長、竹内副会長、植田委員、勝谷委員、小山委員、菅野委員（web参加）、久間委員、吉住委員）
- 欠席委員 2名（田上委員、米満委員）
- 発言内容 以下のとおり

議題1 避難行動要支援者への支援について

- ・国の方向性として、今後、平時から医療・福祉分野との連携強化に努めていくということになると思われるため、要支援者の情報を医療・福祉分野とも事前に共有していくことも想定しながら、条文案を検討していく必要がある。
- ・避難行動要支援者の範囲は自治体で定めるべき事項であるが、現在の熊本市の範囲では外国人が入っていないため、加える必要があるのではないかと。また、ひとり親家庭で災害時に親が働いている場合など、家庭に子どもが一人であるケースへの配慮も必要。
- ・個別避難行動計画の策定について、団体も支援実施者の対象となるなら計画も作成しやすい。個人が支援実施者であれば負担が大きいため、団体を支援実施者として計画を策定していくことに対し、熊本市ではどう考えているのか。
⇒（事務局）個別避難の計画をどうするかについては今後検討していくが、まずは要支援者の名簿の取扱いをどうするのかといったところから、しっかり整理をしていきたい。
- ・名簿登録者については、現在載っていないけれども真に支援が必要な方も多い。対象者の範囲を検討する際はそのあたりも精査してもらいたい。
- ・そもそも、第10条は避難行動要支援者への支援でなければいけないのか。対象者の範囲を考えると、条例はもっと広く要配慮者全体への支援とすることではいけないのか。
⇒（事務局）災害対策基本法において、避難行動要支援者の名簿の取扱いや個別避難行動計画の策定について規定されていることから、条例においても特に必要な支援として避難行動要支援者への支援の規定を検討しているもの。
- ・条例ではもう少し広く支援が必要な方について規定し、その中でも特に避難行動要支援者への支援について別項で規定するというだけでも良いのではないかと。
- ・これまでの災害の歴史からも、被災した際に命を失われる方の8割ぐらいは避難行動要支援者であったということから、今回の条例で特に避難行動要支援者への支援について明記することは意義があると思う。
- ・当初の趣旨として、災害時に助けが必要な方がどこにいるのか、誰が助けに行くのか、そのために平時から個人情報をどう取り扱うのかということについて、本条例の中で検討しようといったことがあったと思うが、現在の条文案であれば、ご意見のとおり、避難行動要支援者に限らなくてもよいのではという考え方も理解できる。今後、そのあたりも含め検討が必要。
- ・市民が対象者をどう受け取るか、市民目線で見ると齟齬がないように検討しておくべき。

- ・避難行動要支援者や災害時要援護者支援制度など、違いも非常に分かりづらい。今回条例の中で特に避難行動要支援者への支援とするならば、どのように支援していくのかを明示することが必要だと思う。
- ・民生委員が要支援者を支援する際に被災し、ともに亡くなったというケースもあっている。要支援者への支援はいかに早く手を差し伸べるか、それを誰が担うのか、地域全体として考えるべきことであり、現在の血縁や地縁が薄れている世の中において、支援者個人に負担感が集中しないようなかたちで進めていくべきと思っている。
- ・地域として支援を行う際の後ろ盾となるよう、条文内にどの制度に基づくものかがわかるような条文も検討してほしい。
- ・現在の条文案であれば、災害に備えて地域との連携でなんとか乗り切ろうといったところまでしか規定がされていないが、今回の条例で地域がもっと支援に動きやすいように後ろ盾となるような表現が必要であれば、検討しておくべき。
- ・特に個人情報に関しては、法や条例の後ろ盾は活動する上で大変重要。また、平時から地域等に名簿を提供するようにしないと災害時には役に立たない。そのあたりを今後検討してほしい。
- ・要支援者の把握について、普段の地域活動によって顔に見える関係性を築き、名簿よりも正確な情報を共有している地区もある。また、熊本地震時には、ささえりあと民生委員、学生が連携し支援につなげていった事例もあった。平時からの地域づくり・まちづくりに組み込まれることによって、いざという時の支援につながるということが重要であり、熊本地震の教訓に基づき条例を検討するのであれば、10条だけでカバーするのではなく、要支援者が積極的に支援を申し出ることができるような、地域において顔に見える関係性を築いていくことや、共助、連携のあり方といったことを条例全体として検討していくべき。
- ・本条例の中で避難行動要支援者の情報収集や共有に努めることなどを規定し、地域が支援のための活動をバックアップできるような条文を工夫するなどが必要。

議題2 防災教育について

- ・子どもへの防災教育については、子どもたち単独ではなく地域との連携も必要。また、先生たちへの協力や支援という視点も必要。
- ・防災教育は単に災害発生メカニズムや発災時の身の守り方を学ぶだけではなく、発災後に地域・学校がどうかかわっていたのかや、復旧・復興、生活再建、メンタルケアまで含め長いスパンが必要であることがわかるようにしてほしい。
- ・防災教育と防災の日についてはリンクさせていくほうがよい。
- ・親子や地域、企業などへの防災教育も重要であり、せっかく子どもが学校で学んできてそれを補完できるような仕組みがないと、地域全体として防災力が向上しないのではないかと。

議題3 防災の日について

- ・「熊本地震を知る日」のような、きっかけづくりのための設定がよいのではないかと。例えば9月1日は国の防災の日であり、関東大震災が起こった日であるが、その日によって備える意識づけにはなっているものの、関東大震災のとき何が課題でどのような教訓を得たのかまではわからない。

したがって、熊本地震を知る日とすることで、教訓の伝承にもつながると思う。

- ・防災の日が設定されれば訓練等の周知も伝わりやすくなると思うし、家庭内において普段の備えについて話し合ってもらえる等の活用も考えられる。

(その他) 報告事項について

【報告事項1 市民意見等の聴取について】

- ・市民アンケートの結果について、市のほうでどのように受け止めたか。どのあたりを条例に生かしていくのか。
 - ⇒ (事務局) この条例の目的の一つとして自助・共助・公助の役割の明確化を目指しているが、それに関する回答結果や、本条例に期待することは何かという問の回答結果、防災の日を設けることについてなどの回答を踏まえ、今後の条文検討の参考として生かしてまいりたい。
- ・市民アンケートの回答者は一人で避難できる方がほとんどだと思われるため、避難に支援を要する方たちの意見も聴取してみたほうが良いのではないかと。そのようなものがあれば地域で今後活動する際の参考となると思う。
 - ⇒ (事務局) 今回アンケートも幅広い設問とし、WEBのアンケートシステムを活用しているといったこともあるため、フォローできていないところもある。また今後個別に検討していきたい。
- ・障がい者団体等と同じ内容で聴き取りを行うなど、工夫して欲しい。

【報告事項2 条文の検討について】

○条文全体について

- ・今回の防災基本条例という特性から、現在の条文案は個別の事象に特化せず全体的に幅広い表現となっているが、あまりにも漠然とした表現だと、市民の受け取りとして当事者意識を失い自分事として考えないのではないかと懸念がある。本市は熊本地震を受けたということもあるため、市民の役割や事業者の役割など、もう少し踏み込んだ表現として、例えば市民に対して備蓄品は〇日分を蓄えてくださいなど、ある程度のことを具体的に要求しても良いのではないかと。
- ・熊本市がつくる条例であるため、熊本地震の教訓を踏まえたということがわかるよう、条文の中に熊本地震という表現が入っていたほうが良いのではないかと。

○第5条 事業者の役割について

- ・「連携」が今後のキーワードになるのではないかと。事業者で得意な分野は積極的に任せていくなどの対応を行わないと、全て行政がカバーするというのは無理がある。地域や市との連携を事業者側にも求めるというのは必要。
- ・第5条の事業者の役割について、各事業者が防火管理者などを決めているように、防災担当者のようなものを設置し、その防災担当者が事業所内や家庭、地域等でも防災の知識等について伝えることで、地域全体として防災力が向上するのではないかと。
- ・事業者に対しては、条例の中でももう少し具体的な役割について要求してもよいのではないかと。事

業者には地域貢献として防災に協力したいという企業も多いと思う。事業者ごとに事業規模も違うといった部分もあるが、求めていることをもう少し書き込んでほしいと思う。

○第 8 条 避難所の運営について

- ・「早期の退所が果たされるよう」という表現は違和感がある。避難所から追い出すような受け取られ方を市民にされてしまう可能性があるため、個別の事情に寄り添うとか生活再建などといった表現とできないか。
- ・最後の方まで寄り添う、支援をするというのが本来の考え方であるため、現在の条文案では市民の誤解を招くと思う。表現を工夫してほしい。
- ・熊本市は避難所運営委員会に施設管理者の学校も位置付けているため、条文の中でも学校の位置づけを明確にする必要があるのではないか。

○第 12 条 多様性の尊重について

- ・今後も外国人が増えていくことが想定される中で、多様性という言葉はあるが、条例全体として、例えば外国人に対する防災教育や風化防止の取組といったことも表現できていけばよいと考える。
- ・熊本地震の際には、発災後すぐに内閣府から避難所における男女共同参画に関する通知が来ていたと思うが、現在の条文案に「性別や国籍に関係なく」などの表現を加えるなど、もう少し検討が必要なのではないか。